

愛南町職員の懲戒処分等の公表

No	処分等を受けた職員の所属名	役職	年代	性別	処分日	処分内容	事案の概要
1	商工観光課	課長級	50歳代	男	令和5年9月6日	過失運転致死 減給1/10 6か月	令和4年12月13日(火)午後6時44分頃(公務外)に、自家用車にて国道56号線を城辺方面から宇和島方面へ制限速度内で進行中、国道(道の駅みしょうMIC付近)を横切っていた女性(70代)と衝突し、同人に障害を負わせ、同月29日に死亡させた。 この事故に対し、令和5年5月10日(水)に罰金50万円の略式命令(過失運転致死)、令和5年8月23日(水)に安全運転義務違反を理由とする行政処分を受けた。
2	消防本部	課長級	60歳代	男	令和6年8月20日	業務処理不適正 減給1/10 1か月	環境衛生課が令和2年2月21日付けで、愛南町小山地区における太陽光設置許可申請事業者(以下、「事業者」)に対し不許可処分を行った。不許可処分について、愛南町行政手続条例第3章第2及び3節に基づく、事業者への聞き取り調査の実施や弁明の機会を設けず、また、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例に基づく、指導、助言等も行わなかった。
3	防災対策課	課長補佐級	50歳代	男	令和6年8月20日	業務処理不適正 減給1/10 1か月	環境衛生課が令和2年2月21日付けで、愛南町小山地区における太陽光設置許可申請事業者(以下、「事業者」)に対し不許可処分を行った。不許可処分について、愛南町行政手続条例第3章第2及び3節に基づく、事業者への聞き取り調査の実施や弁明の機会を設けず、また、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例に基づく、指導、助言等も行わなかった。